

## 穴水町短期移住体験住宅利用要綱

### (目的)

第1条 当町への移住促進を狙いとし、当町での生活体験及び生活への準備ができる場として「短期移住体験住宅」（以下、「体験住宅」）を貸し出し、定住希望者の町内への定住を促進し、地域社会の活性化を図ることを目的とする。

### (物件)

第2条 体験住宅として貸し出す物件は別に定める。

### (対象者の範囲)

第3条 体験住宅を利用できる対象者は、町外から当町への定住を希望する者等とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (1) 転勤による転入者
- (2) 婚姻による転入者

### (申請)

第4条 体験住宅の利用を希望する者は、短期移住体験住宅利用許可申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けたとき、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、利用許可決定通知書を交付する。

### (利用期間)

第6条 利用期間は1泊2日から7泊8日までを基本とする。

### (料金)

第7条 体験住宅の利用料金は無料とする。

### (利用目的)

第8条 体験住宅を利用する者（以下「利用者」という）は、当町への移住体験、移住生活の準備等をするを目的として本物件を利用しなければならない。

### (賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により体験住宅若しくは設備を破損、汚損、滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

### (禁止又は制限される行為)

第10条 利用者は、町長の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、

改築、移転、改造もしくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

- 2 利用者は、本物件の利用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品類を製造し又は保管すること
  - (2) 大音量でテレビ、ステレオ等を使用すること、又はピアノ等の楽器を演奏すること
  - (3) 物品の製造、販売、その他これに類する行為
  - (4) 興行及び展示会、その他これに類する催し
  - (5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為
  - (6) その他体験住宅の目的に反する行為
- (利用許可の取消)

第11条 町長は、利用者が第9条及び前条に掲げる義務に違反した場合は利用許可を取り消すことができる。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が終了する日までに（前条の規定に基づき利用許可を取り消された場合にあっては、直ちに）、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の明渡しをするときには、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。

3 町長及び利用者は、第1項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(事故免責)

第13条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わない。

(立入り)

第14条 町長は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ利用者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく町長の立入りを拒否することはできない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。